

済の使人のために帰国用の船舶を二隻造ったのであった。

ついで、『続日本紀』巻第十六、天平十八年（七四六）十月丁巳の条にも、

安芸国をして船二艘を造らしむ。

とある。この前後の事情が分からないのが残念であるが、『新日本古典文学大系』の『続日本紀』三補注十六の六七には、安芸の国は遣唐使船のような大型船を造る所であるといい、この二艘もその関係の物かという。ただ二艘というのが問題であるとする。それでも、先の白雉元年の記事と合わせ考えると、これも外国の使人のために造ったものということになる。日本の遣唐使船の場合は「よつのふね」といわれるように、四隻であった。

さらに『日本紀畧』前篇十一、天平宝字五年（七六一）十月辛酉条の記事である。

遣_下從五位上々野公広浜等_一造遣唐使船四隻於安芸国_一。仰_二諸国_一貢_二牛角七千八百隻_一。初高元度自_レ唐帰日。唐帝語_レ之曰。属_二禄山乱離_一。兵器多亡。命欲_レ作_レ弓。交要_二牛角_一。聞遣。本国多有_二牛角_一。卿帰_レ国為求。使次相贈。故有_二此儲_一焉。

と、ここでは確かに、広島県の安芸の国で遣唐使用の船四隻を造ったとある。ところがいざ出発となった天平宝字六年（七六二）四月丙寅_{十七日}に、『続日本紀』巻第二十四）、

遣唐使の駕る船一隻、安芸国より難波の江口に到るとき、灘に着きて浮ばず。その柁も亦復発ち出づること得ず。浪の為に揺られて、船尾破れ裂けたり。是に、使人を擲節して、限るに両船

を以てす。

とあるように、四隻の内の一隻が難波の江口で座礁したというのであった。安芸から四隻を持ってきて一隻を失ったという。

それにしてもいかに古くから安芸国が大型船舶の造船国として知られていたかがわかる記事でもある。ここは多島海ではあったが、岡山県内の瀬戸内の潮の流れとはことなっており、潮汐は決まった方向に流れ安定してきている。岩礁の心配はあっても、水先案内人がおれば、島々の陰によって風波の難は避けて航行ができる。安芸の国には現在でも造船所が多いのは、この歴史を受けていたからだと考えられる。そして安芸の国で造船にかかったのが、河辺臣、倭漢直_一、白髪部連_一、難波吉士胡床、上野公広浜などであって、特定の氏族ではなかった。そうすると安芸の国には政府の杣山があったに違いない。

一、大型船のこと

大型船といえば、上に紹介したように遣唐使船である。それにしてもどうして遣唐使船を安芸の国で造ろうとしたのであろうか。そこでしばらく遣唐使船の実際を見て行きたい。承和三年（八三六）の遣唐使船は悲劇的であった。まずは、『続日本後紀』巻五、承和三年（八三六）二月丙子の条によると、

遣唐使奉_二幣賀茂大神社_一。

と、遣唐使が賀茂大神社に奉幣した記事から遣唐使派遣の記事は始

まる。ついで、『日本紀略』前篇十五、承和三年（八三六）五月庚戌^{十二}の条によると、

右近衛中将藤原朝臣助衛^レ勅。向^レ撰津国難波海口^一。慰^二勞聘唐使^一發遣。其宣命曰。云々。是日。使等駕^レ舶。

という記事となる。そして承和三年（八三六）五月壬子^{十四}に撰津国難波海口から「四船共解^レ纜」して出発したのであった（『日本紀略』前篇十五）。ところが、『続日本後紀』巻五、承和三年（八三六）五月丙辰^{十八}の条によると、

夜裏大風。暴雨交切。折^レ樹發^レ屋。城中人家不^レ壞者希。斯時入唐使舶寄^二宿撰津国輪田泊^一。遣^二看督近衛・一人於舶処^一。河水氾濫不^レ得^二通行^一。更遣^下左兵衛少志田辺吉備成^一問^上其安危^一。播磨国神埼郡荒廢田卅三町賜^二宗康親王^一。

とあつて、猛烈な台風が京都を通過していったことが記されている。難波海口を出航した遣唐使船の無事な航行が心配されたのであつた。もつともこのとき、遣唐使船は輪田泊りに難を避けていたとある。

そこで止雨・雨乞いの神の貴布祢・丹生川上等の神に幣帛を捧げた。『日本紀略』前篇十五、承和三年（八三六）閏五月丁酉^{十九}の条に、奉^二貴布祢丹生川上等神幣帛^一也。

とある。ついで『日本紀略』前篇十五、承和三年（八三六）六月癸卯^六の記事がある。

奉^二松尾。賀茂御祖。住吉。垂水社幣^一。祈^レ雨也。

とある。この記事は前後関係からいって、雨が降ることを祈る奉幣ではなく、雨風が止むのを祈り遣唐使達の無事に任務を果たすこと

を祈つたものであつた。それは奉幣された神の中に住吉、垂水の神があるからでもある。住吉は船の神、垂水の神は危険多い明石海峡にかかる前、東側にある政府の湊の神であつた。⁽³⁾ここからすると賀茂の神は航海の安全を図る先駆けとしての神でもあつたことになる。しかし悲報が続いて送られてくる。

第三回目が翌年の承和五年（八三八）三月甲申^{十七}におこなわれた（『日本紀略』前篇十五）。このたびは精進の持経者に祈らせた。ついで夏四月壬辰^五には五畿七道諸国に海龍王経を、出発の日から帰朝の日まで誦誦させることになつた。また、無事の帰朝を願つて、承和五年（八三八）五月己未^三には、

是日。詔。令^下五畿内七道諸国^一。始^レ自^二今月中旬^一。至^二使等帰朝之日^一。堅固講^二海龍王経^一。相并転^中誦^上大般若経^一。（『続日本後紀』巻七）

と、「講^二海龍王経^一。相并転^中誦^上大般若経^一」の仏事をおこなつて遣唐使派遣の成功を祈ることになつた。そして『続日本後紀』巻七、承和五年（八三八）八月甲辰^九の条には、

奉^二幣帛并白馬於貴布祢神。丹生河上雨師神^一。以祈^二止雨^一也。と、古式にのつとつて貴布祢、丹生河上雨師神に止雨を祈つたとある。ところがそのかいもなく乙巳^{十二}には「暴風大雨。壞^二民盧舎^一」と大暴風が襲つたのであつた。さらにである。『続日本後紀』巻七、承和五年（八三八）八月癸丑^八之条の記事によると、

降雨殊切。奉^二幣賀茂上下。松尾。乙訓。垂水。住吉等名神^一。以祈^レ霽焉。

とあるように、貴布祢・丹生河上への奉幣の甲斐もなく、大雨が降ったのであった。そこで遣唐使が風の難に会わず無事に帰ってくることを願って、賀茂上下社、松尾社、乙訓社、垂水、住吉等の名神に霽れることを祈ったのであった。これは第一回目と同じく、船と海の神に祈りを捧げたのである。松尾・乙訓社は雷の神であるとともに賀茂川の河尻に祀られていた神であった。

さらに『続日本後紀』巻七の承和五年（八三八）九月癸亥の条にも、

又奉幣馬於貴布祢。丹生河上雨師神。以祈止風雨也。

と、風雨の起らざることを貴布祢と丹生河上雨師神に祈ったとある。暴風雨による航海の危険がいつもあった。それも出発点の大阪湾からあったのである。

二、危険な大阪湾・播磨灘・周防灘

それにしても以上見てきたように、暴風雨の起らぬことを願った神々の中に賀茂の上下の神があった。どうしてこの神々の中に賀茂の上下の神が入っているのであろうか、賀茂の神の役割を併せ考えてみたい。賀茂の神が舟運と関わるのであろうか。

もつとも、先に田中久夫は「賀茂上下社と造都と播磨の杣山と」(『御影史学論集』四〇、御影史学研究会、二〇一五年十月刊)で、兵庫県の播磨地方は奈良時代には有数の造船国であったことを述べた。東播といわれた東播磨には瀬戸内海に入ってすぐに大きく広い

播磨灘があり、そこが大阪湾と同じように、航海上大へん危険な所であった。このことから姫路以西の地に造船所設けたのではないであろうか。また、このことから海賊が横行する危険な所ともなったのではないかと考えた。

たとえば、早くには『日本書紀』巻第十四、雄略十三年八月の条に、海難と共に海賊の横行を記している記事がある。

播磨国の御井隈の人文石小麻呂、力有り心強しといふ。行ふ

こと肆にして暴虐す。路中に抄却しつ、行を通

はしめず。又商客の艇鮒を断へて、悉に以て奪ひ取る。兼ねて國

の法に違ひて、租賦を輸らず。是に以て天皇、春日小野臣大樹

を遣はして、敢死士一百を領て、並に火炬を持ちて、宅を囲み

て焼かしむ。時に火炎の中より、白き狗、暴に出でて、大樹臣

を逐ふ。其の大きき、馬の如し。大樹臣、神色変らずし

て、刀を抜きて斬りつ。即ち文石小麻呂に化為りぬ。

というものである。ここは下つて、『今昔物語集』巻第廿四の「播磨国陰陽師智徳法師語第十九」にも、陰陽師智徳と明石浦に活動する海賊を排除した話があるところである。⁽⁶⁾

大阪湾自体も風の吹きさらしのところである。ことに西風が吹けば、現在の大阪は湊の用をなさなくなった。しかし瀬戸内海の姫路より以西になれば風除けの島も山もあり、航海が安全となる。ただ潮の干満が問題として残るだけである。それはそれこそ權傳馬を自由になす水先案内人があれば問題はない。ただこの水先案内人がときには海賊に変化するのが問題である。⁽⁷⁾

これらのことによつて、遣唐使船のような大きな舶を造るのに、播磨灘以東を撰び、大阪湾内を避けたと考えられる。このことは『日本紀畧』前編九、文武四年（七〇〇）十月庚午条（廿六）の記事の例に見ることができる。

遣使于周防国造舶。

とある通りである。山口県の周防の国での造船である。しかし『続日本紀』卷第十一の天平四年（七三二）九月甲辰（四日）の条には、
使を近江・丹波・播磨・備中等の国に遣して、遣唐使の為に舶四艘を造らしむ。

とある。船材を得るために四カ国に分散したのであろうか。⁽⁸⁾

もつともここは前面に周防灘が広がっている。しかも外洋並の風の吹き通しのあるところである。ここを船で通るのは危険である。造船にもここも避けたい所であろう。それにしてもいかに危険を避けるためとはいいながら、あまりにも都から遠く離れすぎている。

『日本後紀』卷十三の大同元年（八〇六）五月丁丑（十四日）の条に、周防灘の航行が困難であることを語っている箇所がある。

勅。備後。安芸。周防。長門等国駅館。本備蕃客。瓦葺粉壁。頃年百姓疲弊。修造難堪。或蕃客入朝者。便従海路。其破損者。農閑修理。但長門国駅者。近臨海辺。為人所見。宜特加勞。勿減前制。其新造者。待定様造之。

というものである。「備後。安芸。周防。長門等国駅館」は蕃客に設けられたのであつた。しかしその維持に近辺の百姓は困つた。そこで危険であつても海路を取らせることにしたという。それでも長門

国駅は海辺にあるので、海から見ても恥ずかしくないようにせよとある。基本的には危険であつたので、蕃客は陸路を取るものであつたことを示している。⁽⁹⁾

したがつて、遣唐使の場合でも、できる限り都近くに、例えば兵庫庫尼崎市の神崎川河尻に造船地を設け、そこから舟に乗るといのが最良の方法であつたことになる。それでもこの神崎川・猪名川などの上流の杣山は、造船用の材木を用意する所というよりは、幾度も繰りかえす宮殿用の建築用材を提供する所であつた。⁽¹⁰⁾そこで造船所は播磨・安芸ということになる。播磨には政府の杣山があつた。

三、安芸と杣山

政府が西は安芸までの間、杣山を持っていた資料がある。早くに『日本書紀』卷第二十四、皇極天皇元年（六四二）九月辛未（廿九日）の条に次の記事がある。

天皇、大臣に詔して曰はく、「是の月に起して十二月より以来を限りて、宮室を営らむと欲ふ。国に殿屋材を取らしむべし。然も東は遠江を限り、西は安芸を限りて、宮造る丁を發せ」とのたまふ。

これは諸国に宮殿用の材木を送らせている事例である。そのため「丁」であるから、「丁」は材木などの伐採に従事する杣人、材木を輸送する人々ということになる。それを西は安芸ということである

から、ここまで天皇の杣山があったということになる。⁽¹¹⁾

さらに『七卷冊子』『広島県史』古代中世資料編、一七七三号、広島県、昭和四九年三月刊)にも、

元弘四年(一一三四)正月廿九日改元アリテ建武元年トス、漢朝ノ年号ヲ摸サル、同比都ニハ大内裏造宮ノ御沙汰有ヨシ云々、去年ノ冬ヨリ内裏ヲ四方ヘ一町宛広ケラレ宮殿ヲ造リ添ラルルト云トモ、猶分内セハク朝廷ノ礼儀ヲ調ヘラレカタキユエ、詮義有テ催サル所ナリト、安芸周防料国ニヨセラレ、六十余州所領ノ得分二十分一ヲ懸召ルルヨシ云々、大内裏ハ安元三年四月焼亡ノ後造宮ノ御沙汰ナカリシ所、兵乱ノ後国費民苦ムノ時大内裏ヲ造ラルルコト不可然ト傾ケ申スノヨシ風聞、と見えている。大内裏造宮のために、安芸周防の国を料国にしたとある。

ここからどうしても造船用の材木の供給地は西に寄りがちとなった。そしてこれが建築用材を生産する安芸の国を大型船の造船国にした。

遅れて『日本紀畧』前篇十二、宝亀六年(七七五)六月辛巳^九の条にも遣唐使の記事がある。

以^二正四位下佐伯今毛人^一為^二遣唐大使^一。正五位上大伴益立。従五位下藤原鷹取為^レ副。判官録事各四人。造^二使船四隻於安芸国^一。

とある。この時も安芸国で遣唐使船四隻が造られたのであった。もつとも、遣唐大使に安芸国出身の佐伯今毛人が選ばれていたせい

も知れない。ともかく、潮の流れがはつきりし、風波の難も少なくなる安芸国が造船所として選ばれることになったのもきわめて当然なことであろう。

もつともこの時の宝亀六年(七七五)の遣唐使派遣も失敗に終わっている。顛末は次の通りである。このときは遣唐使の準備が整って『日本紀畧』前篇十二、宝亀七年(七七六)四月壬申^{十五}の条の記事となる。

御^二前殿^一賜^二遣唐使節刀^一。詔曰云々、佐伯今毛人宿祢、大伴宿祢益立^二二人^一遣^二唐国^一云々、賜^二前入唐大使藤原河清書^一。云々。便令^レ迎^レ之。仍賜^二繩百疋。細布一百端。砂金百両^一。

とある。前年に内定していた佐伯今毛人宿祢にいよいよ節刀が渡されて派遣されることになった。

ところが三箇月後の宝亀七年(七七六)閏八月庚寅^六『日本紀畧』前篇十二)に、

先^レ是。遣唐使船到^二肥前国松浦郡^一。不得^二信風^一。既入^二秋節^一。彌違^二水候^一。引^二還於博多津^一。奏曰。既入^二於秋節^一。逆風日扇。臣等待^二来年夏月^一。庶得^二渡海^一。此日勅。後年発期^一依^二来奏^一。其使及水手。宜^二在^レ彼待^レ期進^レ途^一。

という報告が遣唐使からあった。肥前国松浦郡まで行ったのはよかったが、風向きが良くなって出発できなかった。翌年の夏を期したという願いが出てきたのであった。許可されてそこで翌年まで博多津で待機することになった。

この遣唐使船が安芸で造船されることになったのが、前年の宝亀

六年（七七五）六月辛巳^九であり、節刀が渡されたのが宝龜七年（七七六）四月壬申^{十五}、しかしその年の閏八月庚寅^六に風の都合で出航ができなくなったというのである。つまりほぼ一年かけて遣唐使船を安芸の国で四隻造り、そうして宝龜七年（七七六）四月壬申^{十五}に遣唐使が派遣された。それが閏八月庚寅^六には風向きを待っている間に、とうとう出航ができなくなったという話である。

外国から来た船も同じことである。『日本紀畧』前篇十二、宝龜九年（七七八）十二月丁亥^{十五}の条の次の記事である。

仰^二左右京^一。差^下発六位子孫堪^二騎兵^一者八百人。為^二唐客入朝^一也。

というものである。唐客の入朝のことによって、六位子孫で騎兵に堪えるものを八百人差発したという。騎兵の編成と儀礼などの準備のためである。翌宝龜十年（七七九）四月庚子^卅（『日本紀畧』前篇十二）に、ようやく唐客が入京した。九州に姿を見せてから四か月後のことであった。先に差発した騎兵の内、二百人と蝦夷廿人とで京城門外三橋で迎接させた。そして翌月の五月癸卯^四に唐使孫興が朝見しにきた。ひと月ばかりいて丁卯^{卅八}に帰国の途に就いた。

『日本紀畧』前篇十二、宝龜九年（七七八）十一月庚申^十の条にあるように「造^二船^一二艘於安芸国」。為^レ送^二唐客^一也」というのがそれであろう。日本が安芸の国で用意した二艘の船に乗って帰国したのであった。唐使が日本に来て都に来て、天皇に謁見してもらうのに、四か月かかっているのである。もともとこの場合も、安芸の国で造船した二艘の船をどこに置いていたかが問題である。

それにしても、安芸の国は船材を大量に生産するところであったということになる。それはどこかという問題である。

四、大型船と安芸

ところで、『日本書紀』卷第二十四、皇極天皇元年（六四二）九月の癸丑の朔乙卯の条に、

天皇、大臣に詔して曰はく、「朕、大寺を起し造らむと思欲ふ。近江と越との丁を発せ」とのたまふ。百濟大寺ぞ、復諸国に課せて、船舶を造らしむ。

と、全国に船舶を造らせることにしたとある。

これは有名な応神天皇紀卅一年秋八月の記事（『日本書紀』卷第十）にある応神天皇の言葉にも見ることができる。伊豆国より貢^レてきた枯野という船が是朽ちて使用することができなくなったと、きのものである。枯野をそのまま廃棄してしまうのは、まことに残念なので、後の世にその名を伝えたいと思うが、その方法を考えて欲しいといつた。これに対して、群^衆卿は枯野を焼いて塩を作ることとを提案した。その意見が受け入れられて、五百籠の塩ができた。その塩を諸国に配り、またその塩で船を造らせた。するとこの塩によつて船五百船ができ、それが武庫水門に集つて来た。ところが丁度、この時、新羅の調使の船も武庫に宿に来たところであった。ところが運の悪いことに、それが失火して船を焼いたのであった。これに多の船が類焼した。このことを聞いた新羅の王が驚いて、優

れた船大工を贈つて来た。この船大工がここに住む猪名部等の始祖となつた。なお塩を焼いた使い残しの枯野船の材木が天皇のもとに送られてきた。これを不思議に思い、その木で琴を作らしたという。其の音、鏗鏘にして遠く聆ゆ。是の時に、天皇、歌して曰はく、

枯野を 塩に焼き 其が余 琴に作り 掻き弾くや 由良
の門の 門中の海石に 触れ立つ なづの木の さやさや

というものである。日本中どこでも造船ができたという話である。摂津は猪名川の流域がそこどころであつた。

しかし、宮殿の建築用材のために造船の船材は不足勝ちであつた。そして安芸の国が求められてということになる。

それにしても、遣唐使船の場合、安芸の国での造船は都から遠すぎて起る問題がある。船に積載する荷物の問題がその一つである。たとえば外国の使臣には政府は答礼としての荷物の贈り物のことである。それはそれこそ莫大であつた。

『日本紀畧』前篇十二、宝龜十年（七七九）五月庚申の条には「右大臣（大_中臣_{清原}）饗_二唐客於_一第_一。勅賜_二綿三千屯_一」とある。これら

の荷物をどこで積むのかということである。その上、遣唐使には莫大な荷物がある。『日本紀畧』前篇十二、宝龜七年（七七六）四月壬申にも「便令_レ迎_レ之。仍賜_二純百疋。細布一百端。砂金百両_一。」とある荷物であつた。このような莫大な荷物をどこで遣唐使船に載せるのである。宝龜七年（七七六）四月壬申には船はできていたはずである。遣唐使船が松浦を出帆するのは閏

八月庚寅までである。この四カ月の間をどのように理解するかである。

ついで宝龜七年の遣唐使船や宝龜九年の入唐使の帰国船はどこでそれぞれの使いを乗せたのが問題として残る。武庫の湊・尼崎の難波から出発したのか、それとも、陸上で兵庫県の播磨・広島県の安芸まで行き、そこから乗船したのかということである。それにしても、先述のとおり、一たび、風波に逢えば甚大な被害が生じる大坂湾や明石海峡、播磨灘の風波の難所、さらには海賊の難をどのようにして越えるかの大きな問題がある。

この難所を避けるには、都に近いところでもあるので、ことに兵庫県の西、姫路より西の西播あたりからまずは出帆したことが考えられる。加古川の河尻の高砂、市川の河尻の飾磨が最適で、西への湊に造船所にと選ばれることがあつたのではないかとということである。幸いに広大な杣山がここにはあつた。その上、このあたりは平安時代には天体観測の為に陰陽師が住むところであつた。⁽¹²⁾

もちろん、難波の津から出帆した船もあつた。『日本紀畧』前篇十三、延暦廿二年（八〇三）四月癸卯の条に、

遣唐大使葛野鷹等言。今月十四日。於_二難波津頭_一始乗_レ船。十六日進發。云々。

と見えるからである。そしてここのある難波津は神崎川の河尻であつたのではないか。そうすると、遣唐大使は大山崎の附近で小型の船に乗り、ここまで川を下りてきたということになる。このことを示すものが『兵範記』二の久壽三年（一一五六）三月十三日甲寅の

条の記事である。この日は伊予先使が発遣される日であった。盛大な見送りの式があつた後、

今日於淀乗船、明日於川尻乗大船可進発云々、

とあつた。淀から神埼の河尻までは小舟で下つて、伊予へ行くのにそこから大船に乗つたとある。国内でも瀬戸内海の船は大船でなければならなかつた。これが普通のやりかたであつた。ましてや遣唐使船となれば河尻からの出発ということになる。なによりも神崎川の河尻でなければ西や北からの風に対処のしようがなかつたからであつた。⁽¹³⁾ 考えて見ると、応神天皇紀卅一年秋八月の記事も大型船枯野の話である。

五、旧賀茂郡本郷町船木の「霹靂神社」

ところで対外関係が発展して来ると、熊野の沖の太平洋の航海とも関わる賀茂の神が、先鋒としてその活躍を期待されることになつてきたらしいのである。⁽¹⁴⁾ このことによつて安芸の国も賀茂神社と柚山と関係することになる。

だいたい安芸の国は造船の盛んな所であつた。さらには当然ながら建築用材も生産していた。それも室町時代に至るまで安芸の国の安芸郡全体が材木の生産地として知られていた。「節用集」『広島県史』編年史料(二二四九号)に次のような記事があるからである。

安芸^芸、上管八郡南北二日半、山深而材木多、海近而塩苔饒也、
五穀不^レ秀、大下国也、沼田^{スマタ}、高田^{タカタ}、豊田^{トヨダ}、沙田^{セダ}、賀茂^{カモ}、佐伯^{サエキ}

安芸^{アキ}、高宮^{タカミヤ}、厳島^{イノシマ}、
ここにるように賀茂郡を含めた八郡全体が「山深而材木多」というところであつたという。

そうすると、賀茂の神が拠点とした場所が安芸のどこにあるのが次の問題となる。まずは安芸の国に入った早々の広島県三原市に流れ出る大河全長四十八キロの沼田川の、ことにその河尻がその所と考えられる。それというのも沼田川の河尻は新倉のところで東西から山が迫っているのです、そこが巾着状態になり、水が堰き止められた後、瀬戸内海へ流れ出る。したがって、逆に巾着状の口にあたる新倉の地から奥は、広いもとの沼田東村全体の地が湾となつていたことになる。

ここが嘉禎四年(一二三八)十一月十一日付の「一条入道太政大臣家政所下」に「安芸国沼田^{沼田郡}庄官百姓等可令早以当庄内塩入荒野、遂開発、為不断念佛堂仏餉灯油并修理料田事」という沼田庄の庄内の塩入荒野であつた。そこが開発されて沼田千町田といわれるようになったところである。⁽¹⁵⁾ 塩入荒野とあるように、ここは確かに海水が入り込んでいたところであつた。

今川貞世の「道ゆきぶり」(『群書類従』第十八輯)の応安三年(一三七〇)五月十九日条にも、

備後と安芸国のさかひをいづる。…沼田川のながれ落あひたり。
…この所は寿永のむかしまでは海の底にて侍りけるとて。石のかたはらなどにかきといふもののからうち付ためり、…此川にそひて西に。としふるげなる松山の中に神の社一たてり。こし

き天神と申となり。

と見えている。

昭和十年代でもいつも梅雨の田植え時分になると、山裾にいたるまでが水の底となった所であった。このような村の問題はこの水のようにして排水するかであった。もちろん、周囲が山に囲まれているので、船にはよい湊を提供していたということも確かである(写真)。

そして沼田湾ともいうべき湾の一番奥まったところに本郷という町がある。ここは交通の要衝であった。ここから東へ道・旧山陽道を取って行くと、『延喜式』巻二十八「兵部省」の「諸国駅伝馬」記載の「安芸国駅馬」にある真良を経て、和気広虫が流されていたという御調八幡へ出る。⁽¹⁶⁾

反対側の現在の二号線(山陽道)のつて西へ行くと、梨葉を経て竹原市の奥の新庄に出る。ここは「諸国駅伝馬」の「安芸国駅馬」があるところである。「都宇」は今の新庄がそのところであるという。御調—本郷—都宇は古代以来の山陽道であった。この新庄から賀茂川に沿って南下する道があつて、それを下って行くと竹原



沼田東から沼田川の河尻方面を望む

に出る。

また、本郷から沼田川を上流に取ると船木村に出る。山陽本線の河内(こうち)に沿って、山中から南西に流れ出てきた沼田川が、小早川氏の中世の山城ともいべき高山城跡と新高山城跡の巨大な岩塊の山の間をすりぬけて、「沼田湾」の最奥ともいべき本郷に出て来る。つまりこの高山城跡と新高山城跡の奥に開けた盆地ともいうべきところにこの船木の村がある。船木も巾着状態のところ展開する村である(写真)。この巾着の首に当る所が沼田川の支流

菅川との合流地であり、「合流地を中心に低地が広がり」とあるところである(『広島県の地名』前掲書)。なお、船木村の地名の由来については『広島県の地名』(前掲書)は語るところがない。しかし、船木村にある「霹靂神社」については次の様に語っている。



船木から古高山と新高山を望む

旧霹靂神社は船材敏神社ともいい、祭神は火之加具土神・天之水分神・久久能智神、相殿に神功皇后など十一柱を祀り、旧村社。境内末社に河辺臣を祀る河辺神社がある。「日本書紀」推古天皇二六年条に、安芸国に遣わされた河辺臣が霹靂の木を船材

として船を造ったという話がみえるが、同社はその時に捕らえられた雷神を祀ったものと伝える。

というものである。祭神の火之加具土神は雷神であり、久久能智神の神は木の神である。⁽¹⁷⁾この「日本書紀」推古天皇二六年条の話は、本論の冒頭に紹介したものである。

さらに『芸藩通志』巻九十の安芸国豊田郡五の「祠廟廢祠附」の「船材敏神社」の項には、

同村（船木村）にあり。軻遇突智命を祭る、里人相伝へて、日本書紀にしるす、推古天皇河辺臣をして、船材を求めしむる時、臣、霹靂木を伐りしは、此地の事にて、後、此社を建て、火神を祭るといへり、安芸郡、倉橋島にも、この説を伝ふ、詳に安芸郡、古蹟の部にしるす、

と説明している。舟の材木をここで得たからその名があるといっているのである。確かにこの伝説がここからであるといわれても、その通りというほどのところである。霹靂神社は沼田川の左岸にある。船木村は広いだけに四隻の大船を造る船材を提供できたのであった。⁽¹⁸⁾

沼田川は大河である。奥地の水を集めて大量の水を流してくる。沼田川はその伏流水とともに、河尻の三原市に、帝人三原工場、三菱重工業三原製作所、東洋繊維、日本セメントなどの工場群を経営させている。この沼田川の水を本郷の高山城跡と新高山城跡の巨大な岩塊の間のとこを堰き止めるところに大きな湖ができる。そうするとここへは伐採した大量の材木を貯木できる。またここで造船した船を本郷まで持ち出すことは容易になる。

ともかく三原市沼田東町を従前どおりの湾であるとする、広いそして風からも守られた大きな入江となる。そうするとここが勝れた湊であったことが当然ながら考えられる。本郷の船木村あたりで伐採された木材が本郷の町まで流されてきて、そこで造船がおこなわれたとしても不思議ではないのである。⁽¹⁹⁾

六、都宇竹原庄と賀茂神社

ただ、船木村の木が鎌倉時代に入って伐採されなくなり、田園の開発へと変化したとすると、ここが杣山であったことが忘れ去られても致し方がないことである。そこで次の時代に急速に脚光を浴びて来た杣山が、都宇の新庄を通り竹原まで流れ下る名も賀茂川の流域ということになる。賀茂川の河尻の竹原はこれも勝れてよい湊であった。中世にも高崎として知られていたところであった。その前を外国船や大型の船舶が通る船舶の交通路であった。⁽²⁰⁾

新庄を流れ通る賀茂川の上流から船材を下してきて、竹原あたりで遣唐使船などを造船しても不思議ではないところであった。この付近が建築用材の生産地であったことを記す記録は、今はない。それでも賀茂川の奥、新庄から西へ行くと、三津の奥にあたる下三永へ出る。ここに福成寺があり、鎌倉幕府より「修造、杣山料として、檜山を附らる」とあるように、この寺は檜山を持っているのである。⁽²¹⁾その上確かに、ここは賀茂川という名が示すように賀茂の神とかわりのある所であった。『芸藩通志』巻七十八、安芸国賀茂郡二

「疆域形勢 風氣沿革附」に次の様に書いている。

賀茂郡は、上古、京都賀茂神領の地なるを以、此名を得たりといふ、郡内竹原郷に、賀茂両社勧請の宮もありて、昔は、其所より、毎歳馬を貢し、竹原馬といひて、賀茂の祭を助けしともいふ伝ふ、藩府の東七里許にありて、安芸、豊田二郡の間にあたれり、広七里許、東は下野村より、西は津江村に至る、表四里余、南は三津村より、北は造賀村に至る、四隣東北は豊田郡、西は安芸郡、西北は高田、高宮二郡、南は海なり、西条四日市を以て、郡本とす、

とある。ここを賀茂郡というが、それほどにこの地域は賀茂神社とかわりのあるところであつた。

さらに『芸藩通志』卷八十一、安芸国賀茂郡五 「祠廟」に次の様にある。

上賀茂神社八幡宮 竹原東野村にあり、山城国上賀茂の神を祭る、勧請の始伝らず、神鏡あり、其欵記に、永享二年壬子、四月廿一日とあり、相伝ふ、当郡は、昔、山城賀茂の神領なるを以、上賀茂下賀茂両社の神を勧請す、下賀茂は、下野村にあり、当村を上に野村ともよびしといふ、両社相去ること、十八町なり、是亦、山城の例に倣ふ、両社の間に、川あり、賀茂川と名く、山城賀茂祭儀の競馬、昔は、此地よりも、馬を出し、竹原馬とよびしといふ、神田百五十石あり、長享二年、小早川弘景、社を重脩す、社を去る八町許に、鳥居河原とよぶ地あり、昔、鳥居ありし所といふ、此社、もとは、東谷といふにあり、今、同殿の八幡宮は、西谷にあり

しが、元和六年、洪水に両社ともに流れしかば、改めて今の地を卜して、合祭る、境内に、宮老神社、住吉神社あり、宮老は、祭神詳ならず、

下賀茂神社 下野村にあり、山城国下賀茂の神を祭る、いひ伝ふること、上賀茂神社に同じ、

と、京都の賀茂神社の走り馬の祭礼まで移したところであつたといふ。ここと京都の賀茂神社のかかわりは古く平安時代にまで遡るという。そして実際にここと都宇竹原庄は下賀茂神社領であつた。ここに新補地頭して竹原小早川氏の祖がやつてきた。以下の通りである。「賀茂社古代庄園御厨」に、日供料としての莊園十九箇所 御厨九箇所の記事がある。それは次のようなものである。⁽²²⁾

寛治四年（一〇九〇）七月十三日、賀茂御祖社被奉不輪田七百四十五町、為御供田、近日依有夢想、被供御膳也、且是依神税不足也、又分置御厨於諸国、俗諺曰、将亡聴政於神、此謂也、

とある。この中に、安芸国竹原庄四十町があるという。御厨でないだけに土地を支配していることになる。その地が竹原の河尻より奥に入った東野村・下野村辺りであつた。⁽²³⁾

これは『親長卿記』別記記載の文明十五年（一四八三）十月六日の次の記事にまで引き継がれる。

鴨社領安芸国都宇・竹原庄事、為嚴重之神領、代官小早河弘景中務少輔、一乱已後、一向不致其沙汰云々、為事实者、太以不可然、早如先々、神役等致其沙汰、可遂神事

無為之節^一之由、可^レ被^二下知^一之由、可^レ被^レ書^二遺^一 繪旨於禰宜^註
三位^一之由、被^二仰下^一候也、謹言。

十月六日

親^註長^註

藏人^註弁殿^註

と、「鴨社領安芸国都宇・竹原庄」は鴨社領だといつて、小早川弘景に神役などを引き継ぐようにと催促している。

遅れて『芸藩通志』巻七十八、安芸国賀茂郡二「村里」には、按に、倭名抄に所載、賀茂郡の郷名、賀茂、志芳、高屋、入農、訓養、香津、造果、木綿、大弓とあり、賀茂は、今の竹原なるべし、竹原東野村、下野村に、皆賀茂社あり。志芳は、今の志和なり、高屋も庄号に現存す、入農は詳ならず、今豊田郡に入野村あり、昔は当郡に属せるか、或は志和冠村^註の内に、入野といへる支里^註あり、是古名の遺れるならんともいふ、

といい、続けて、

竹原東野村^註もと本庄村とよび、上野村ともよび、又単に東村とも書けり、後今の称に改む、野の字は、もと助字なり、上へ竹原つくるには、高屋、志和、二庄にも、東村あれば、それと別てるなり、広廿四町、表廿九町、西北は山連り、賀茂川は、北より来り、南に流る、小川四流あり、居民、農余山業をなす、

下野村^註 広一里十五町、表一里廿町、西は朝日山高く、東北にも山連る、西北の間は、稍開け、南は下市塩田なり、賀茂川、

北より南に流る、此村及び次の下市は、時として、水損の患あり、居民、農余に采樵して、多く塩木を取る、

と説明している。賀茂川の流域が賀茂社の土地だという。この都宇・竹原が寛治四年以来、賀茂神社の社領であったところだというのである。そして東野村では広（東西）が廿四町、表（南北）が廿九町といひ、下野村は広が一里十五町、表が一里廿町だといひ。

下野村は賀茂川の河尻なので面積は小さくなる。それでも材木の積出港としては充分であろう。東野村で生産した木材を下野村で加工する態勢が整えられていたのであろう。ここは干満の差が激しいところなので入浜式塩田が栄えたところであった。

上流の東野村には賀茂川の右岸にそれこそ立派な上賀茂神社がある。ここには今でも境内や裏山には立派な杉の木がある（写真）。参道をまっすぐ東に降りて来ると賀茂川にあたる。その箇所には石垣があり、その石垣には川に下りるための石段が数箇所作ってあった。人々が賀茂川を大いに利用した痕跡である。そこから下つて来ると下野村に出る。其の左岸に下賀茂神社がある。下賀茂神社の参道を西へ下つて来るともとの村の



上賀茂神社

道に出る。それを少し下がると、下賀茂神社とかかわり深いという
恵美寿神社がある。⁽²⁴⁾

つまり都宇・竹原の負担した「神役」は杣山としてのものであつた
ということである。これは小早川隆景によって受け継がれている。
三月十日付けの二〇四八号の「下賀茂神戸記」の「如例年賀茂御
公用之儀、令運送候、慥可有御社納候、於御神前弥御懇祈
所仰候、恐々謹言、」三月十日 隆景在判「梨木殿御宿所」とい
ものである。もつとも二一六七号「下賀茂神戸記」の天正六年卯月
三日付けの文書には「鴨社領芸州之内津竹原御公用之事、毎年五百
疋宛申合候」と銭で支払われるようになっていいる。

さらに後世の数字ではあるが、竹原を中心とする地域の船の数が
上がっている。『芸藩通誌』巻七十九、安芸国賀茂郡三「牛馬舟
船」の項である。

牛	七千四百五隻		
馬	三百九十七匹、		
舟	七百九十三艘、		
：			
下市村	牛 五隻	船 百廿八艘、	<small>千石、 以下</small>
三津村	牛 百九十隻	馬 四匹、	
		船 八十一	
			<small>艘、 五十石 以下</small>
風早村	牛 九十六隻	船 十艘、	<small>二百五十 石以下、</small>
小松原村	牛 廿六隻	馬 一匹、	
		船 廿四艘、	
			<small>四百石 以下、</small>

三津口村	牛 十二隻	船 七十四艘、	<small>五十石 以下、</small>
内海村	牛 八十五隻	船 廿艘、	<small>二百五十 石以下、</small>
下垣内村	牛 三十三隻	馬 二匹、	
川尻村	牛 七十三隻	船 八十五艘、	<small>七十石 以下、</small>
仁方村	牛 百隻	船 四十一艘、	<small>七十石 以下、</small>
広村	牛 五百七十五隻	馬 三匹、	
九艘、	<small>五十八石 以下、</small>		
阿賀村	牛 二百四十八隻	馬 二匹、	
一艘、	<small>五十石 以下、</small>	船 百四十	

というものである。「牛馬舟船」の中から船を所有している村をあげ
たものである。廻船用の船を所有している者のあることがわかる。
これらの所に賀茂の名がない。竹原は賀茂上下社の造船所であり、
湊であつたところであろう。

いずれにしても、ここ安芸の国は船の材を生産している所として
知られていたのである。その片鱗を藤原明衡の「新猿楽記」(『群書
類從』第九輯)の四郎君の記事に見ることができ。そこには「宅ニ
常担ヒ集メ諸國ノ土産」。貯甚豊也」といい、その事例として「安
芸ノ樽」を上げているのを見る。樽は平安時代の企画で長さ十二尺、
幅六寸、厚さ四寸の板材のことである。現地で板材に加工して集散
地に送ってくるのであろう。または樽で造船をする。

鎌倉時代になってからも、安芸の国は建築用材を調達するところ
であつた。それは『建内記』の正長元年(一四二八)十月十七日条
に次のような記事があるからであるからである。

〔二月十日太政官庁焼失〕
康元二年度官庁造営御沙汰次第間事

二月十九日、自^{〔後藤上皇〕}院御所^{〔後藤上皇〕}内々被^{〔後藤上皇〕}仰下^{〔後藤上皇〕}、御教書被^{〔後藤上皇〕}下^{〔後藤上皇〕}之、其旨来八月以前一定可^{〔後藤上皇〕}終^{〔後藤上皇〕}成^{〔後藤上皇〕}風之□□□□^{〔後藤上皇〕}国者、昨日注文之内雖何可有御計□□□□□□□□^{〔後藤上皇〕}国々昨日内々先注申之故也、申云、昨日注文□□□□□□□□^{〔後藤上皇〕}阿波等之間可^{〔後藤上皇〕}給者、八月以前可^{〔後藤上皇〕}終功^{〔後藤上皇〕}之由申^{〔後藤上皇〕}領状^{〔後藤上皇〕}畢、

廿二日、被^{〔後藤上皇〕}行^{〔後藤上皇〕}小除目、四条大納言隆親卿息師保任^{〔後藤上皇〕}安芸守、是為^{〔後藤上皇〕}官庁造国^{〔後藤上皇〕}也、

とある。〔康元二年度官庁造営御沙汰次第間事〕の記事によると、太政官庁を営するために、四条大納言隆親卿息師保を安芸の守に任命した。それは「為^{〔後藤上皇〕}官庁造国^{〔後藤上皇〕}也」というからである。安芸の国が官庁造国用の国であったことをいっているのである。

都宇竹原庄は先に紹介した様に、船木の村とは一二キロ程しか離れているにすぎない。しかも、この間をだらだらとした尾原川が流れているので交流が容易におこなわれる。小早川氏が本郷から竹原へ分家を出しても不思議ではないところである。

おわりに

安芸の国は大型船を造船する地域であった。『太平記』二十二、
「義助朝臣病死ノ事付^{トモノイカサ}軍事^{トモノイカサ}」にも、

スル^{カガ}処二、同^{オナジキ}五月四日、…備後・安芸・周防ノ舟ハ皆大船ナ

レバ、^{トモ}艫^{トモ}・^{トモ}艫^{トモ}二^{トモ}櫓^{トモ}ヲ高ク搔^{カク}テ、指^{サシ}下^{シテ}シテ散々^{ササ}ニ射^{サシ}ル、伊予・土佐ノ舟ハ皆小舟ナレバ、逆^{サカ}櫓^カヲ立^{タテ}テ縦横^テニ相^ア当^タル、

とある。「備後・安芸・周防ノ舟ハ皆大船」であったのである。この地域は遣唐使船などの大きな船を造る所であった。

それは天然の良港に恵まれた地域であったからである。周囲は山、或は島に囲まれているので、嵐に際しても被害を蒙ることが少なかった。大量の海の水が朝夕によって行き来していたので、海底が深くなっていた。『広島県の歴史散歩』（山川出版社、一九七六年十月刊）には「糸崎港は海がふかいこともあって特別輸出港としての指定をうけ、岡山以西では海陸中継の最大基地となった」と、沼田川河尻にある三原沖の海を描いている。

さらに竹原の西側までも、このこともあって、大型船の造船・航行には便利などころとなっていた。『芸藩通誌』巻七十八、安芸国賀茂郡二「村里」には、

風早村 昔は太田村、小松原村、当村と、一村なりしを、福島氏の頃より、三村に分ちしといふ、地形をもて見るに、左もあるべし、天長のころ、風早^{あきま}審麻呂、国史にも載られ、また万葉集に、風早^{かざはやのうら}浦泊の和歌あり、是も此地なるべし、広三十町、表三十五町、西北は山を負ひ、南は海に面ひ、竜王山、大芝島、小芝島に対す、皆当村の所管なり、清水みな南して海に入る、民産、農余採樵す、

とある。『万葉集』巻の第十五、この巻は新羅に派遣された使人たちが歌ったものを集めたものである。ここにいう『万葉集』にある歌

は、尾道系崎港の前、竹原、三津、そして東広島市の風早に停泊したときの歌である。

「風速の浦に舶泊てし夜作れる歌二首」

三六一五番

わが故に妹歎くらし風早の浦の沖辺に霧たなびけり

三六一六番

沖つ風いたく吹きせば吾妹子が歎の霧に飽かましものを

ついで、「安芸の国長門の島にて船を磯辺に泊てて作れる歌五首」は、呉市の沖合にある倉橋島での歌である。

それに天候が安定しているところであった。これらが造船を盛んにさせたということになる。ただ、難点は岩山のため山に木が生えないという事であった。そこで平地が塩田や田圃に変化していくと、材木が得られなくなることになるのも致し方がないことであった。

たとえば、賀茂神社がある。下野村である。『芸藩通志』卷七十八、安芸国賀茂郡二「村里」には、

下野村 広一里十五町、表一里廿町、西は朝日山高く、東北

にも山連る、西北の間は、稍開け、南は下市塩田なり、賀茂川、北より南に流る、此村及び次の下市は、時として、水損の患あり、居民、農余に采樵して、多く塩木を取る、

と見えている。塩田の盛行によって塩を取る燃料が求められ、建築用材の供給地を失ったのである。さらに、

下市村 広廿六町余、表廿七町余、南は海浜斥鹵にして、塩

田新田あり、西北も田を敷、東北は山岡あり、其下市聚をひら

く、市にそひて小川あり、末は舟入野の港なり、又西の新田中にあるを、成井川とよぶ、即賀茂川の末なり、市の広表五六町、慶安のころ、塩田を開きしより、大に此地の生産を増し、人民繁殖す、此地昔、よしの浦ともよびしといへり、市中にも、本業の民あれど、多く工商、船戸、塩田雇夫の類なり、

塩田は人々の収入の増加させ、生活を豊かにした。江戸時代になると、この地域の人びとが塩田事業関わって行ったことが、ここに

記載されていることによってもわかる。その結果、隣村の三津村が、

三津村 以下十村を、浦辺筋と称す、此村広表各一里、海辺

は横十丁許なり、北は大峠山、最高く群山左右に連り、澗流数道、山間より出て、南の方海に入る、此村は、当郡内、海辺に

ての一市聚なり、故に居民、耕稼、商売、舟子、漁人、雑居す、という繁華な土地となった。土地を持たなくても、山稼ぎをしなくても、より効率よく生活ができるようになったのである。またそこで造船基地として有用な地をすぐ近くにあるのを求めることになるのもやむを得なかつた。

それを『芸藩通志』卷七十八、安芸国賀茂郡二「疆域形勢 風氣沿革附」は次の様に表現した。

当郡、東北及び、西は羣山環り峙つ、南一面は、海に沿ひ、安芸、豊田の諸島に対す、郡の諸水は、多く北より南に流れ、黒瀬川を大なりとす、陸路には、西に瀬野大山、東に瓦迫、中に松子山あり、海路は、西に猫門ありて、東は隣郡高崎の門に通ず、皆其險要なり。山は高峰峻嶺、少からねども、野呂山尤大

山にて、海表に巍然として、郡の望山たり、

当郡の氣候、南北少し異なれども、大抵、四時和順にして、雨雪少く、五穀善く熟す、民の産業、大凡皆本を務めて、末に趨らず、海辺の諸村は、耕漁工商群衆して余地なし、川沙流れ出るに依りて、新田を開くこと亦甚広し、また大に塩田を築て、海水を煮る故に、戸口益稠く、民力薄からず、

というのである。ただし海域は海路の真つただ中であつた。海の流れば早い土御門内大臣通親公の「高倉院殿島御幸記」〔群書類従第十八輯〕にも治承四年（一一八〇）三月廿五日に、

安芸国むま嶋といふところにつく、これにて、みなうしほにてかみをあらひ。身をきよむ。宮じまちかくなりにけりときよき心をおこす。

とある。うま島は馬島のことである現在の安浦町の沖合にある島のことであろう。ここを過ぎると、音戸の瀬戸・呉の前を通り、厳島である。ここが航路であつた。安浦に流れ出る野呂川は、野呂山から流れ出る川で、野呂山は航路の標識ともなる山であつた。⁽²⁶⁾

『芸藩通志』巻八十、安芸国賀茂郡四「山林」の項には次の様に書いてある。

野呂山^{のろさん} 郡の西南にあり、麓は、郷原、市飯田、上保田、菅田、川角、乃美尾、中畑、原畑、内平、中切、内海跡、川尻、仁方、広、凡十四村にわたる、前後二岑ありて、前岑最高し、野呂は、假字にて、栄華物語に、のろのろしきといへるたぐひにて、此山、天表に逶迤として、奇峻ならざるより、名づくる

にや、舟人は、安芸の鍋蓋山^{なべがし}とて、海上より望みて、地方を知り、又陰晴を卜すといふ、此山は、上にいふごとく十四村に亘りて、村名すでに挙たれば、下谷村には、此山名を出さず、

とある。そうすると、高原台地の野呂山は廻船を業とする者が注目していた山ということになる。これを「陰晴を知る」ためではなく「陰晴を卜す」ために知る山ということろを見ると、ここが賀茂郡だけに陰陽師賀茂氏とかかわりがあつた⁽²⁷⁾ということも考えられる（写真）。



野呂山頂から見た蒲刈島・豊島・大崎下島

〔註〕

(1) この記事を受けてか『源平盛衰記』十三の「入道信「厳島」並垂跡事」の項の中に、厳島大明神の現瑞の神話を伝えている。

推古天皇御宇癸丑端正五年十一月十二日に、内舍人佐伯鞍職が厳島大明神を現した時、天皇は驚きのあまり、「御俸田百八十町・御修理杣山八千町御寄進」の宣旨があつたという記事がある。安芸には杣山八千町があつたのである。しかもこの修理にかかる間は国中の杣から材木檜を京都に持つてきてはいけな⁽²⁸⁾とある。安芸は檜の生産で有名であつたのである。なお早くに

霹靂の木(落雷のあつた木)が雷神の木であることをいっているのは、大和の長谷寺である。田中久夫は「観音信仰と播磨の法道仙人」(『仏教民俗と祖先祭祀』神戸女子大学東西文化研究所一九八六年三月刊)でこのことの意味を論じた。なお『新撰姓氏録』右京皇別上には「川辺朝臣。武内宿祢四世孫宗我宿祢之後也。日本紀合」とある。

(2) 輪田泊とは神戸市の今の兵庫港の西端にある和田岬を越えたすぐ西にある長田神社の側を、流れ通る荻藻川の河尻にある今の長田港のところである。ここには湊としては絶好の真野の浦があった。田中久夫「平清盛の(兵庫)経の島と(岡山)藤戸の経ヶ島のこと」(『海の豪族と湊』所収、岩田書院、二〇一二年十二月刊)を参照されたい。

(3) 田中久夫「伊予河野氏と平氏と明石海峡―大蔵谷の稲爪神社と舞子の山田浦を中心に―」(田中久夫『海の豪族と湊』所収、前掲書)を参照のこと。

(4) 田中久夫「住吉の神の問題―船の神から宮廷の建築用材運送の神へ―」(田中久夫『海の豪族と湊』所収、前掲書)で、松尾・乙訓の神は都の雨を願う神、垂水の神は明石海峡から無事に畿外に出入りすることを願う神、住吉の神は舟の神、そして賀茂の上下の神は遣唐使船の先駆けをする神であったということとを論じた。本論文は書き下ろし論文である。

(5) 平清盛の(兵庫)経の島と(岡山)藤戸の経ヶ島のこと(『海の豪族と湊』所収、前掲稿)。

(6) 田中久夫「播磨と陰陽師」(田中久夫『陰陽師と俗信』所収、岩田書院、二〇一四年十月刊)。

(7) 田中久夫「熊野の船と權傳馬」(田中久夫『海の豪族と湊』所収、前掲書) 田中久夫「伊予河野氏と平氏と明石海峡―大蔵谷の稲爪神社と舞子の山田浦を中心に―」(『海の豪族と湊』所収、前掲書)。

(8) それにしても脚注には四か国で遣唐使船が造られるのは異例であるとする。そしてこの四か国は船材を調達したところかという。さらに『続日本紀』一の補注3―71で、実際は安芸の国で建造されたと考えている。

(9) 『長秋記』二、保延元年(一一三五)四月八日辛亥条参照のこと。

(10) 田中久夫「住吉の神の問題―船の神から宮廷の建築用材運送の神へ―」(田中久夫『海の豪族と湊』所収、前掲書)。

(11) 『三長記』建永元年(一一二〇六)二月廿二日癸酉の条にも「^{〔興福寺〕}山階寺衆徒訴事、被^レ仰^レ勅定之趣、先^レ是衆徒使五師三綱等所^レ参也、(中略)^{〔興福寺塔力〕}次上階以下僧房造宮遲々事、又重被^レ問^レ造国司、可有^レ御沙汰之由仰了、使等重申云、安芸所課上階料材木少々運^レ置寺中、而相^レ逢甲乙輩^レ偷沽却云々、予驚重申^レ此子細、造国司度々改^レ奉行入、仍前沙汰人材木敷、未曾有事也、早可^レ問^レ国司^レ之由、被^レ仰下^レ也」とあるように、鎌倉時代にいたっても、安芸の建築用材は有名であった。

(12) 陰陽師と天体観測についての一連の報告は、田中久夫『陰陽

師と俗信』（岩田書院、二〇一四年十月刊）に掲載した。

(13) 「とはずがたり」巻五の「二〇八、須磨・明石・鞆の津」にも「さて、あきの国（安芸）つくしまのやしろは、たか（高）くらのせん（先）ていも、御ゆ（幸）きし給ひけるあとのし（白波）らなみもゆかしくて、おもひたち待りにしに、れい（鳥羽）のとはより船にのりつつ、河し（尻）りより、うみのにのりうつれば」とある。神崎の河尻で海の船に乗り換えたのである。

(14) 田中久夫「京都の賀茂神社と王城鎮護のこと」（前掲稿）。

(15) 『鎌倉遺文』古文書編第七巻、〇五三二二号（東京堂出版、昭和四十九年十月刊）。『広島県の地名』（平凡社、一九八二年五月刊）。

(16) 『芸藩通志』卷九十八の「備後国御調郡」四の「祠廟」の項の「八幡宮」の項には「宮内村にあり、…又一説に、当社は、和氣清麻呂の姉法均尼、初て建る所なり」とある。平安初期に成立したという医書の『大同類聚方』卷之三十七（大神神社史料編修委員会、昭和五十四年四月刊）に「青海薬 備前国磐梨和氣朝臣広虫乃家所秘方也」とある記事がある。備後と備前では離れすぎている観がある。それでも本拠地と近いだけ流刑としては軽いのではないであらうか。

(17) 田中久夫「賀茂の神と水上輸送のこと―長渚の御厨と御島鴨社とを中心に―」（『久里』投稿、未刊。御影史学研究会十月二十五日月例会「第三六六回」報告）。久久能智神は『古事記』神世七代「伊邪那岐命と伊邪那美命」の「4神々の生成」の項で、

「次に木の神、名は久久能智神を生み」と紹介され、『日本書紀』神代上の神々の生成の段においては「次に木の祖（おや）句（く）迺（の）馳（ち）を生む」と紹介されている神であった。そして火之加具土神は雷神なので霹靂神社は上賀茂神社とかかわり深い神であったことになる。さらに「境内末社に河辺臣を祀る河辺神社がある」というので、河辺神社と上賀茂神社とは異なる神社であると人々は理解していたことになる。船木の霹靂神社は京都の上下賀茂神社とかかわりのある神社であった。

(18) 本郷より東北の方向に仏通寺がある。そこには応永廿三年六月十五日付けの「小早川常嘉（平）禁制状」（『広島県史』古代中世資料編IV、「仏通寺文書」七号、広島県、昭和五三年三月刊）がある。そして「仏通寺山堺事、上者限六郎丸下者楡平、南北河面限大峰、為御寺山也、地下材木炭木等事令停止」という一文がある。地下の者が寺山へ入って「材木炭木等」を取ってはいけないというのであるから、この時期にはまだ材木を生産していたことがわかる。三原市沼田東町在住の堀田昭晴氏のご示教によれば「船木の方が『昔このあたりの木で船が造られていたことや川舟に薪や炭を積んで新倉まで下り、帰りには塩や海産物を持って帰っていた』という」ことを調査された。

(19) なお、この船木村を呉市にある庄山田村と倉橋島の本浦などに比定する意見がある。このことから『広島県の地名』（前掲書）によれば、「日本地理志料」は船木村を呉の前浜を中心とする地域、和庄・宮原・警固屋・吉浦・大屋の広い範囲を考えて

いると紹介している。さらに広げたものが、『芸藩通志』二の巻四十の「安芸国安芸郡五」の「古蹟名勝」である。「火山」の項には「此島昔より打船匠ありて、今に至りて、盛に其業を伝ふ」といい、倉橋島本浦説をとる。ただ倉橋島は御影石の島であつて、四隻の船材を供給できるようなところではない。

(20) 宋希環著・村井章介校注『老松堂日本行録―朝鮮使節の見た中世日本―』（岩波文庫、一九八七年三月刊）に竹原沖を通り過ぎ行く船を描いている。そこは海賊の出没するところであるとある。さらに竹原を過ぎると「海に聳ゆる青山は画屏を作す」とある。断崖絶壁の前を船が進んでいるのである。ここをすぎれば三原、沼田川の河尻である。その東が尾道である。ここは「人居は岸に縁いて屋を接し僧舎は山上に羅絡す」と描写している。ここは善き湊であつても、船材の点から造船所とはなりにくいところである。

(21) 『芸藩通志』巻八十一、安芸国賀茂郡五、「祠廟」。檜の杣山がこの近辺にあつたことを示している。

(22) 『広島県史』古代中世資料編1、七八一号、広島県、昭和四九年三月刊。

(23) 『広島県史』古代中世資料編1（前掲書）の七八二号、七八三号の「下賀茂神戸記」には、寛治四年（一〇九〇）七月十三日の記事を引き継いでいる。

(24) 田中久夫「建築用材輸送の問題―（兵庫県西宮市）武庫川河尻と東条川上流の大川瀬の占める位置―」（『西宮市立郷土資料

館研究報告』第十集、西宮市立郷土資料館、二〇一三年十一月刊）で、恵美寿参信仰と材木運送業者のとの関係を論じた。参照願いたい。

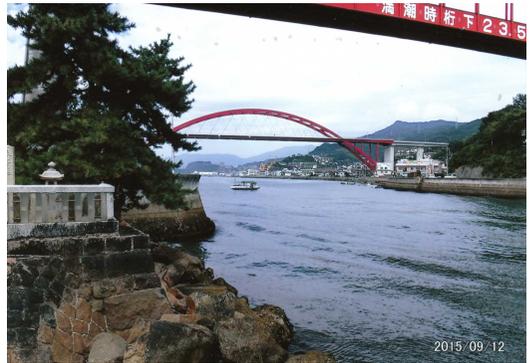
(25) 『芸藩通志』巻七十八、安芸国賀茂郡二の「村里」には、「三津口村 女子畑、小松原、内海の三村に通行せる路になる故に、かく称すといふ、此儀によれば、三津とは、書べからず、本朝無題詩には、道口と書けり、広一里、表一里余、東北は、山を列ね、南は海湾にて、水尻浦辺の山巒に対す、栢島、子熊島、馬島等の諸嶼、西南に横はる、枝郷二所あり、民産、漁者、舟子、工、商あり」とある。さらに「小松原村 広十八町、表二十九町、西北山高く連り、東南は海に面ふ、川一流、北より来りて海に入る、居民、舶運浮業もあり」とある。

(26) 「鹿苑院殿嚴島詣記」（『群書類従』第十八輯）の康応元年（一三八九）三月に「十日、またこぎ出させ給、たかはら、みつ、かさはや、山地、内の海、かうしろ、ひろ、くれ、はたみ、かまかりのせと、かやうの浦々過させ給へり、此国のたか谷といふもの、舟にて参りたり、大内左京権大夫をそくまいるよし仰せらると聞ゆ、おむどのせとといふは滝のごとくに潮はやく、せばき処なり。舟どもをしおとされじと手もたゆくこぐめり、船玉のぬさも取あへずおち滝つ早きしほせを過にけるかな」とある。江戸時代に至るまで大型船の航路であつたことを示している。音戸の瀬戸については『芸藩通志』第二の巻四十一「安芸郡五 古蹟名勝」（頼杏坪他編、国書刊行会、昭和五十六年一月

刊)の「おんどのせと平清於牟登迫門盛塔南」

参照されたい。

(27) 野呂山のような状態の山は、岡山県の東京大学天体観測場所のある竹林山に見ることが出来る。田中久夫「備前・備中の陰陽師の占める位置―奈良・平安初期を中心に―」(田中久夫『陰陽師と俗信』前掲書)



音戸ノ瀬戸

【付記】本論の作成には住居と遠く離れているだけ困難をきわめた。それを助けてくれたのが、いつものように流通科学大学准教授藤原喜美子氏であった。三原市船木から竹原市、そして三原市沼田東町と運んでくれた。又の日には龍谷大学非常勤講師藪元晶氏と研究会理事嶺岡美見氏が、広島県呉市の音戸の瀬戸から倉橋島本浦まで運んでくれた。そこでお会いした長門の造船歴史館の柳井敏弘氏には多くの有益なお話を伺った。三原市沼田東町在住の堀田昭晴氏には細部にわたってご指導を戴いた。兵庫県立図書館にも大へんお世話になった。記して感謝の意としたい。